

(別紙)

太商企発第 117-2 号
令和 7 年 8 月 5 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

常陸太田市長 藤田 謙二

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき令和 7 年 7 月 1 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 薬王堂常陸太田磯部町店

所在地 常陸太田市磯部町 58 外

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株式会社薬王堂

代表取締役 西郷 孝一

住所 岩手町紫波郡矢巾町医大通二丁目 7 番 7 号



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
駐車需要の充足等交通に係る事項	必要台数の確保や構造・位置等に配慮すること。	道路上に車両が滞留することが無いようにするため。
歩行者の通行の利便の確保等	店舗出入口に車両の一時停止等を喚起するため、全ての出入口に「とまれ」の路面表示及び歩行者注意表示等を設置し、歩行者等の安全に十分配慮すること。 また、オープン時等の多数の集客が見込まれる際や、大型車両等の出入りの際には、警備員を配置する等、安全対策に十分配慮すること。	当該箇所の近隣道路は、小学校及び中学校の通学路に指定されており、児童・生徒が登下校で通行しているため。
防災・防犯対策への協力	店舗内に限らず、店舗外への防犯カメラ設置についての検討すること。	車両の交差する出入口及び駐車場内の事故が増加傾向

		にあることから、防犯カメラを店舗外に設置することで事故があった際の証拠や、防犯体制の強化に繋がるため。
--	--	---

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。